

会報

# いしかわ

2000.2月 No.27



雪の大杉冬物語 小松市



石川県行政書士会

## 目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
新年互礼会	3
新年賀詞交歓会	3
日行連と各単位会との連絡会開催	4
第3回支部長会議	4
ラジオ相談コーナーを開設	5
金沢支部紹介	6
会員事務所訪問	8
支部だより（輪島支部）	9
能登3支部合同研修会	10
行政書士制度強調月間	11
第3回理事会開催	16
情報コーナー	18
活動の報告	22
地区懇話会	25
女性行政書士会研修会	26
随 筆	27
新入会員の紹介	29
会務日誌	30
会員移動	32
編集後記	33

### 雪の大杉冬物語

今年は2月6日(日)に開催されました。

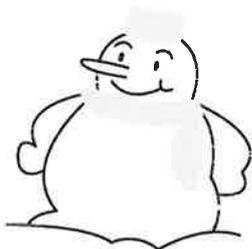
小松市の山間部に大杉町という町があります。過疎化が進みかつてあった小学校や中学校も今では廃校となり、大杉小学校は小松市立大杉少年の家、また大杉中学校は小松市立大杉青年の家として再利用され、青少年の健全育成のための設備として活用されています。

表紙写真は、大杉青年の家で行われる大杉雪祭りの風景です。

日頃は静かな山間にこの日ばかりは子供たちの元気な声がこだまし、昔のにぎわいを取り戻します。

子供も大人もそれぞれが思い思いの雪だるまや雪像を作り飾り付けをします。

夜には色とりどりのろうそくや電球などを使ってライトアップし幻想的な世界を作り出します。



小松支部 前多利彦



## 新年を迎えて

会長 藤井 國穂

明けましておめでとうございます。

会員の皆様方並びに役員の方々には、日頃、本会の運営に多大のご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。また、関係各位の皆様方のご理解ご協力に対しても心より厚くお礼を申し上げます。本年も皆様方の変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

コンピュータの2000年問題への懸念を抱えてはありましたが、大きな混乱もなく2000年代の幕開けを迎えました。景気の状態も、業種によってバラツキはあるものの底打ち感が見られ、回復の兆しが、僅かではありますが、感じられるとの経済指標も発表されております。

昨年、行政書士法の一部改正が成立し、行政書士制度も新しい段階へと移行することになりました。特に、我々行政書士の業務に直接的に影響を及ぼす報酬額規定の削除が、4月1日より実施されますので、4月1日以降は現在の報酬額表を会員事務所の掲示から外し、新しい報酬額表（会員独自の作成）を掲示する必要があるかと思えます。報酬額の問題につきましては、連合会の報酬研究委員会で検討がされており、近く報酬額の新しい指針が発表されるものと思えます。また、今年度より行政書士試験の試験事務が実質的に行政書士会に委託されることに伴い、今後試験問題の作成を含め行政書士会が主体的に試験制度にかかわることとなりました。本年度は、従来の作文問題が廃止され、簿記、測量、会計等の分野から10問出題され、より業務に直結した試験になるとの話も聞いております。試験の実施については、初めての経験でいろいろと混乱も予想されますが、皆様方のご協力を宜しくお願い申し上げたいと思えます。

行政改革、地方分権の推進、高度情報化通信社会の推進が今後も加速される中、規制改革委員会では、弁護士業務への隣接専門職（弁理士、司法書士、税理士等）の参入を認めるような提言もなされております。また、司法制度改革審議会でも同様の提言がされ、こちらの方では、行政書士の参入も視野に入れた意見も出されております。これらの士業の業務の拡がりを感じさせる環境が整備される反面、業務独占のあり方の取り扱いが、今後の重要な課題となりそうです。

21世紀の初頭、2001年2月22日に行政書士法制定50年を迎えます。「……行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする」と定めた行政書士法の目的条項に沿った健全な発展が、今後も望まれます。この歴史的節目を機に行政書士制度の一層の発展に更なる努力を重ねて参りたいと思えます。皆様方にもこのことに関しては一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、会員各位並びに関係各位の本年のご健勝とご多幸を祈念して私の挨拶とします。



## 年頭のあいさつ

石川県知事 谷本正憲

新春にあたり、石川県行政書士会の会員の皆様のご健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年に行政書士法が制定されて以来、約半世紀にわたり充実・発展を遂げ、今日では地域住民と行政の懸け橋として欠くことのできない重要な制度となっております。これもひとえに行政書士会並びに会員の皆様が日々研鑽を積み重ねてこられた賜物と、心から敬意を表する次第であります。

さて、21世紀を目前にした今日、国際化、高度情報化、少子高齢化などの著しい社会情勢の変化を背景として、行政分野においても、多様化・専門化が進む一方、規制緩和、地方分権の観点から諸制度の見直しが進められております。

県といたしましても、こうした社会情勢の急激な変化に的確に対応し、多様化・高度化する住民ニーズに応えるため、平成10年12月に石川県行財政改革大綱の見直しを行い、事務の効率化を図るとともに、簡素で分かり易い行政の推進に努めているところであります。

会員の皆様におかれましては、行政書士業務の重要性と公共性を十分にご認識されますとともに、新たな申請業務への取組みなど、複雑化・高度化する時代のニーズに対応した諸改善に努められ、今後とも住民の権利の擁護と行政の円滑な運営のために一層ご尽力を賜りますようご期待申し上げます。

おわりにあたり、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご多幸を祈念いたしまして、年頭のあいさつといたします。

## 新年互礼会が盛大に開催される

去る1月2日(日) 午前10時30分から金沢ニューグランドホテルにおいて平成12年石川県知事谷本正憲連合後援会新年互礼会が藤井会長、丹保副会長、前多副会長、茅野副会長、他各部長も参加する中で盛大に開催されました。

谷本知事は「県民生活の質を高めるソフト事業に力を注ぎたい」と抱負をのべられたあと、県下各界各層の参加者と新年の挨拶を交わされました。藤井会長をはじめ当会からの参加各位も谷本知事と親しく挨拶を交わしました。



## 新年賀詞交歓会に出席

日行連・日政連 共催

去る1月21日正午より日本行政書士会連合会並びに日本行政書士政治連盟共催の新年賀詞交歓会が開催されました。

当会から前日の会議出席の藤井会長、茅野副会長、宮川総務部長のほか前多副会長、八木支部長会長が出席し他県会からの出席者と親しく挨拶を交わすなど交流を深めました。

来賓には200名を超える国会議員や関係官庁、友誼団体等からご出席があり、各単位会の役員会員を含めたくさんの出席者で会場が埋まりました。

なお、当会からの参加者は森喜朗自民党幹事長と懇談する機会を得て行政書士を取り巻

く環境の厳しさを訴えてその改善をお願いすることができました。



日行連の対応を質問する.....

## 日行連と各単位会との連絡会開催

去る11月2日(火)～3日(水) 富山県雨晴温泉・雨晴ハイツにおいて日本行政書士会連合会が主催する「日行連と各単位会との連絡会」が中部地方協議会6県及び日行連から役員事務局41名の参加で開催された。

これは日行連が各地方協議会べつに各単位会役員等に日行連の事業や当面の諸問題の説明を行い、また各単位会が日行連に要望や質問を行なうものである。加えて、単位会の進んだ事業活動の報告や会務

運営での苦勞などを報告しあう中で互いの単位会が今後の会務の参考にする機会として毎年開催されている。

日行連からは盛武会長、小松山総務部長の参加があり「行政書士制度のあり方と日行連等の運営」(資料)にそって説明があった。各単位会からも「監察活動のあり方」「申請取次事務研修会の名古屋開催」「成年後見人制度」「第2時規制改革の論

点公開の対応」「組織運営」「報酬研究委の作業の進捗度」「自動車登録番号標の封印の取り付け」などの要望や質問があった。当会からも「政府規制改革委の動向と日行連の対応」「日行連電子認証制度の運用」について要望や質問をした。

この他各単位会の現状説明があり、特に来年度から実質的に各単位会が実施するであろう「行政書士試験」の今年度試験会場参加報告は参考になる内容が多かった。



## 支部活動の充実目指し

## 第3回支部長会開催

去る12月4日(土)午後5時から北陸放送会館別館会議室において、本年度第3回支部長会が6支部長全員出席のもと開催された。また、オブザーバーとして先に開催された理事会出席の会長副会長及び部長も出席した。

支部は本会事業の実践組織であり、支部活動の活性化が本会事業の成功を左右するともいえることを踏まえての会議となった。

八木支部長会長(輪島支部長)の開会挨拶、藤井会長挨拶の後各支部からの報告や協議が真剣な中にも和やかな雰囲気で行われた。

### ◎話し合われた内容等

- ・各支部の「月間」活動報告
- ・会費未納者一掃の取組みについて
- ・地区別懇話会開催について
- ・この間の特徴的支部活動の報告
- ・本会への要望及び提案

他支部主催の研修会への参加を促すため今後一層情報交換をすることなどが話し合われ確認された。会議終了後ささやかな懇親会を行い、お互いの日ごろの勞をねぎらった。



# 1月～3月の毎週火曜日に 行政書士ラジオ相談コーナーを開設!!

MROラジオ（1月～3月）毎週火曜日の午後9時～10時「トオルと裕美の騒がしい夜」に行政書士会として相談コーナーを開設してます。

- 1月担当 茅野副会長
- 2月担当 的場業務指導部長
- 3月担当 前多副会長 が出演されます。

毎回アナウンサーと3人で愉快で爽快なトークで問答し、行政書士業務についてPRしますので皆様、是非お聞き下さい。

**放送時間は(火)午後9時20分頃からです。**



茅野副会長



的場業務指導部長

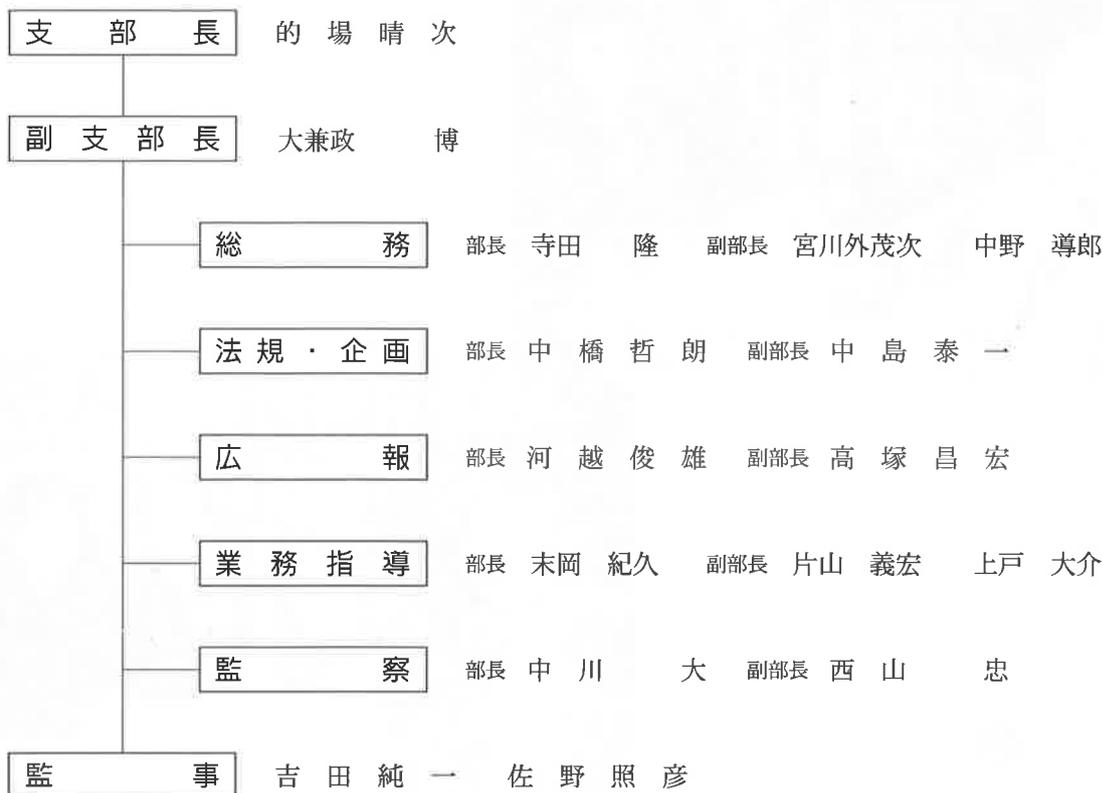


## 信頼される行政書士を目指して

金沢支部長 的場晴次

昨年5月に金沢支部長に就任してからもう一年を迎えようとしています。昨年は行政書士法の改正に伴い報酬額の会則からの削除が決定し、本年4月からは法定報酬額が削除されます。また、規制改革委員会は士業間の相互参入を促すために弁護士法第72条の改正等を含めた論点公開を行い司法書士、税理士、弁理士訴訟参加を求めています。残念ながら今回の論点公開の中には行政書士は含まれていません。今年司法制度改革審議会の論議が佳境に入り9月には中間答申が出される予定です。このように行政書士制度は今大きな試練にさらされています。このような状況の中で行政書士として依頼された業務を着実にこなし、市民から信頼される行政書士となることが是非とも必要です。会員の皆様方の資質の向上と行政書士業務のPRのために役員一同が一丸となって努力を致しますので、会員各位のご支援、ご鞭撻とご協力を是非ともお願い申し上げます。

### 石川県行政書士会金沢支部 平成11・12年度 組織分担表



## 主な活動報告（平成11年度）

- 4月3日（土）平成10年度 第5回 金沢支部役員会
- 5月14日（金）平成11年度 金沢支部定時総会
- 5月24日（月）平成11年度 第1回 金沢支部役員会
- 7月17日（土）平成11年度 第2回 金沢支部役員会
- 8月4日（水）広域行政窓口サービスの行政書士職務用紙による実現申入
- 9月21日（火）金沢市へ広域行政窓口サービスの行政書士職務用紙による実現要望書提出
- 9月13日～24日 警告プレート及びPRポスター配布
- 9月25日（土）平成11年度 第3回 金沢支部役員会
- 10月3日（日）平和堂アルプラザ金沢店 行政書士無料相談会開催
- 10月29日（金）第1回 金沢支部支部研修会
- 11月12日（金）金沢市から広域行政窓口サービスの行政書士職務用紙による実現申入要望書に対する回答説明
- 11月26日（金）第2回 金沢支部支部研修会
- 11月26日（金）地区別懇談会
- 11月26日（金）県執行部との懇親会
- 12月9日（木）第1回 松任市無料相談会開催
- 12月18日（土）金沢支部部長会
- 1月13日（木）第2回 松任市無料相談会開催
- 1月29日（土）平成11年度 第4回 金沢支部役員会
- 2月10日（木）第3回 松任市無料相談会開催
- 3月9日（木）第4回 松任市無料相談会開催



建設業簿記研修会（10月29日）



社会福祉法人設立研修会（11月26日）

# 会員事務所訪問

片山義宏行政書士事務所  
川本剛生行政書士事務所

金沢市間明町のビルの1階で合同で開業している片山義宏行政書士事務所と川本剛生行政書士事務所を訪問しました。

片山さんは、昭和33年5月15日生まれ。司法書士事務所に勤務後、平成5年に松任市で開業。平成7年に現在の事務所に移転。現在従業員2名。建設業関連業務を中心に農地転用、法人設立業務等を手懸けています。開業当時は建設業者を1つづつ廻るなどの苦勞も多かったが、青年会議所に入会し、人とのネットワークづくりに力を注ぎ、業務を拡大していきました。その後、平成7年9月に開業した西山忠さんと合同事務所を開設しました。(西山さんは、平成12年1月自宅に事務所を開設しました。)

一方、川本さんは、昭和37年2月21日生まれ。車関係の仕事に従事後、昭和61年、23才で金沢市にて開業。平成11年10月この場所に移転。現在従業員1名。運送業関係の業務を中心にこなしています。

## 〈合同にすることのメリット〉

行政書士の業務は仕事の間口が広く、すべて1人ですることは難しい。専門の違う2人が合同で事務所を開くことにより、より多くの顧客のニーズに答えることができ、それと同時に事務所の信用も高まってくる。

## 〈事務所の運営〉

共同で事務所を運営することは難しいといわれていますが、こちらではお互いが独立して、事務所を経営しており、仕事の専門も違うこともあり、協力して業務をしています。

## 〈座右の銘〉

片山さん「Let it be.」

大学教授の教えで、以後何事にも前向きに考えるようになった。

川本さん「事を敬して信あり。」(孔子『論語』より)

自分の仕事を敬うことがすべての出発点になる。己れの仕事に誇りをもち行動を起こしていくなれば、人は自然と信用するようになる……の意。



片山 義 宏 先生



川 本 剛 生 先生



## 輪島支部

支部長 八木 史郎

県下最大の大型プロジェクト能登空港について紹介しよう。今年は暖冬なのか雪のない正月を迎えよろこんでおります。小春日和が続いている7日に私は能登空港の建設現場に出向いて見てまいりました。エリアは輪島市、穴水町能都町の1市2町となります。平成15年開港めざし大手企業が多く進出して工事に当たっています。JV方式の工事がすべてです。

目下山の切り取り作業が主であり一方では自然破壊が一部に出ているやに見受けられます。野ウサギ、キツネ等小動物が山を追われ附近の民家近くに現れております。最近の朗報として航空大学附属高校等が隣接地に進出される事になっております。規模は1000人位だそうです。私は夢のような事を申すつもりはありませんが一大プロジェクトが大成した時点において周辺地の土地利用計画では行政関連の諸施設も立地可能な条件を満たす事になると考えます。となれば穴水湾に面した海岸線では一大リゾート化が進むものと思います。既設のゴルフ場、目下建設中の老人保健施設等も完成間近であり一度見に来て下さい。奥能登の中核都市が再生されるのを願って居ります。

### 波の花寒中みそぎフェスティバル

(1月第三土曜日)

輪島市曾々木海岸、窓岩前のポケットパークで開かれる冬の一大イベント。

曾々木青年団員が褌1枚で神輿を担ぎ、今年の感謝と今年の繁栄を祈願して極寒の海中に入る。その他にも太鼓の競演や寒濤みそぎ鍋 寒壽市なども開かれる。

写真提供 輪島市



### 面様年頭 (1月14日・20日)

輪島崎町に古くから伝わる年明けの厄除け神事で、1月14日(おいで面様)と1月20日(お帰り面様)に行われる。これは個人の厄除けではなく氏子各家々の厄払いの行事で、国の重要無形民俗文化財に指定(S.54.2.3)されている。

男面(串柿面)と女面(女郎面)、袋持ち二人、の各二人づつのペアを組んだ小学校6年生4人(半日ごとに役所交代)が、14日は町の山側から、20日は逆に海側から各戸(約210戸)を訪れる。

二人の面様は並んで家の戸口に立ち、榊の小枝で戸口周辺を激しく叩く。それから家に入り、神棚の前で立礼した後神棚を背にして着座する。家の主人から「面様おめでとう」または「面様ご苦労さま」と年賀の挨拶を受け差し出されたお初穂をうけ取り家を出る。その間決して声をださない。

輪島前神社 TEL 0768-22-0871

写真提供 輪島市

# ＝能登3支部合同研修会開催＝

〔平成11年度・輪島フォーラム、於：東屋旅館（輪島温泉）〕

平成11年9月4日（土曜）：午後1時30分から午後5時まで

1. 司会者のあいさつ・・・（輪島支部 波座 行一） 1：30
2. 開会のことば・・・（副会長 松原 政義） ↓
3. 業務研修会（輪島フォーラム） 1：40
  - (1) 農地法の許可申請について・・・・・・（七尾副支部長 津田 亨） ↓
  - (2) 新経番、建設業許可の更新について・・（七尾支部長 太田 勉）
  - (3) 懇談会 フォーラム形式（本日の研修会及び下記の事項についての質疑応答）  
（座 長）輪島副支部長 井上 勇
    - ① 決算変更届、指名願、建設業許可申請、運送事業経営許可申請、国有地売払申請などの業務について
    - ② 事務所のOA化、パソコンなどによる書類作成について ↓
    - ③ 行政書士業務についての顧客拡大の体験談、失敗談、その他業務についての悩みなどについて

終了3：30  
〈休憩10分〉
4. 地区別懇話会 3：40
  - ① 本会執行部役員より、当会の運営の方針、事業計画などの説明並びに行政書士会を取り巻く諸情勢などのお話がありました。
  - ② 本会に対して、我々、能登3支部会員からの意見、要望、質問などについて答えていただきました。 ↓
5. 特別報告 4：50
  - ① 石川県行政書士会・車庫証明研究会の設立報告  
・・・・・・『規制緩和の中での車庫証明』 〈終了5：00〉
6. まとめ（総括）・・・・（輪島副支部長 井上 勇）
7. 閉会のことば・・・・（輪島支部長 八木 史郎）

—— 懇親会は、6時からでした。 ——



# 『行政書士制度強調月間』

## PR活動報告書

平成11年12月4日

広報部長 太田 勉

石川県行政書士会では、10月1日から同月31日までを『行政書士制度強調月間』と定め本年も自治省、石川県の後援を得て広く国民一般に行政書士の存在をアピールし、制度の普及浸透を図る目的で積極的な運動を展開し、電話による無料相談『行政書士110番』を、また県内6支部において、地域住民のための『行政書士による無料相談会』を開設致しました。(北国新聞・10月1日付、朝刊に掲載)

詳細については、下記のとおりです。

### 《① 行政書士無料相談会》

#### 1、電話による無料相談「行政書士110番」の開設

電話番号：076-265-7110

開設日時：平成11年10月1日(金)～10月3日(日)の3日間

：午前10時から午後4時まで(3日間とも)

相談窓口：石川県行政書士会事務局 金沢市本多町3丁目2番1号

#### 2、県内6支部「許認可手続等無料相談会」の開催会場について

金沢地区会場：アルプラザ金沢2F(金沢市諸江町)

開催日時：10月3日(日)午前10時～午後4時

小松能美地区会場：小松市役所1F 生活相談室

開催日時：10月1日(金)午前10時～午後4時

加賀江沼地区会場：加賀市市民会館3F 第12会議室

開催日時：10月1日(金)午前10時～午後4時

七尾地区会場：アルプラザ鹿島1F 中央イベント広場(鹿島町)

開催日時：10月1日(金)午前10時～午後4時

羽咋地区会場：羽咋市役所2F 203号室

開催日時：10月7日(木)午前10時～午後4時

輪島地区会場：ショッピングセンターファミイ1Fホール(輪島市)

開催日時：10月3日(日)午前10時～午後4時

珠洲地区会場：ショッピングプラザシーサイド1F(珠洲市飯田町)

開催日時：10月2日(土)午前10時～午後4時

### 《② 市町村広報紙掲載の依頼》

- 1、『行政書士による電話無料相談並びに無料相談所開設』についての広報紙掲載のお願い・・・8月2日付、県下全市町村広報担当責任者に文書で依頼

## 2、市町村広報紙掲載結果

支 部 名	市 町 村 名	掲載の数	
		本年度	昨年度
金 沢 支 部	松任市、野々市町、美川町、吉野谷村、鳥越町、尾口村、内灘町、津幡町、宇ノ気町、高松町	10	6
小 松 支 部	根上町、川北村、寺井町、辰口町	4	4
加 賀 支 部	加賀市、山中町	2	1
七 尾 支 部	七尾市、鹿島町、鳥屋町、鹿西町、能登島町、中島町、羽咋市、押水町、志雄町、志賀町、富来町	11	6
輪 島 支 部	輪島市、能登町	2	3
珠 洲 支 部	珠洲市、内浦町	2	1
合計の掲載件数（昨年度掲載件数）		31	21

### 《③ 新聞テレビ報道依頼》

#### 1、『行政書士制度強調月間』全般について報道依頼

・・・9月17日付、石川県庁記者クラブへ報道依頼書20部配布  
北陸放送、石川テレビ、テレビ金沢、北陸朝日  
NHK、北国新聞へ直接、訪問依頼

2、報道結果 北国新聞9月27日付、金沢地方社会版にて報道される。  
北陸放送テレビ10月1日・七尾アルプラザ鹿島無料相談会  
テレポート6でニュース放映される。

以下、その他の『行政書士制度強調月間』のPR活動についてお知らせします。

《④ 北国新聞広告の掲載》 10月1日付朝刊一面広告 114名の会員名、電話番号記載

《⑤ ラジオコマーシャル》 MROラジオ20秒スポット（Dゾーン含む）・・・21本  
FM石川20秒スポット（Dゾーン含む）・・・・・・24本  
強調月間前27、28、29、30日・強調月間中1、2、3日



本会無料電話相談  
(10月1日)

《⑥ パブリシティ（無料記事の掲載、報道）》

- MROラジオ 9月27日『トオルと裕美のさわがしい夜（19:00～20:00）』  
副会長 前多利彦が出演（3分間の録音収録）  
10月1日『昼どん（12:00～12:55）』会長 藤井国穂が生出演  
八田アナウンサーのトークです。12時35分頃です。  
10月4日『水野真理子のサウンド・ストーリー（13:25～13:30）』60秒CM
- FM石川 9月27日～10月1日のいずれかの1日  
『JAST IN LIFE（11:30～11:55）』3～5分間 録音原稿にて
- ビジョン北陸 10月7日（木）発行 半4段モノクロで掲載  
（金沢、内灘、野々市、松任、鶴来地区～163,092部発行実績）
- 報道取材 北国新聞、MROTV

以上



MROラジオ  
「トオルと裕美のさわがしい夜」に出演  
（9月27日）



MROラジオ「昼どん」に出演（10月1日）

# 平成11年度行政書士制度強調月間報告

監察部長 重 森 憲 司

## — 「行政書士110番」相談受付集計表 —

<p>本年度の行政書士強調月間は本会・支部一丸となって取り組み下記の通り、貴重な成果を上げた。</p> <p>○「行政書士110番」は本会事務局で電話二台で開設し20件の相談を受けた。</p> <p>○「許認可無料相談会」は全支部7会場で実施し27件の相談があり全支部で成果を上げた。</p> <p>○市町村広報紙誌紙の掲載は6市23町2村の合計31誌紙に掲載された。</p> <p>○全県下、官公署窓口や商工会議所等119箇所申し入れ活動を行い、ポスター掲示146枚、啓発用表示板59枚設置した。</p>	相談項目	相談日			項目集計	
		10/1	10/2	10/3		
	権利義務・事実証明関係	○遺言・相続 (登記・税務対策を含む)	6	3	2	11
		○各種契約 (贈与、売買、交換、請負、委任、消費、賃貸借等)	2		1	3
		○定款、内容証明、 会計記帳等				
		○不動産関係 (登記、境界等)	1			1
		○戸籍関係 (結婚、離婚、養子縁組)				
		○その他	1	1		2
	許認可関係	○許認可申請手続き (建設・風俗営業等)	1			1
		○法人設立	1			1
		○土地開発			1	1
		○農地転用				
		○自動車登録 (車庫証明含む)				
		○入管関係 (外国時労働者等)				
		○その他				
	計	12	4	4	20	

## — 各支部実施報告 —

支部		珠 洲	輪 島	七 尾	金 沢	小 松	加 賀	計
申し入れ		8	15	32	57	4	3	119
ポスター		9	13	34	78	8	4	146
表示板		7	5	11	29	4	3	59
無料相談会	実施日	10/2	10/3	10/1 10/7	10/3	10/1	10/1	
	スタッフ	1	3	10	14	5	4	37
	相談件数	1	2	5	14	2	3	27

## 県内各支部で『無料相談所』開設

昨年10月の「行政書士制度強調月間」中、「行政書士110番」を開設し、各支部では無料相談所、電話による無料相談を実施し、広く県民の行政相談に応えた。



金沢地区会場（10月3日）



小松地区会場（10月1日）



加賀地区会場（10月1日）



羽咋地区会場（10月1日）



七尾地区会場（10月1日）



珠洲地区会場（10月1日）



## 平成11年度 第3回理事会開催

去る平成11年12月4日（土）午後1時30分からMR O別館2階会議室において今年度第3回理事会が21名（構成員25名）の出席で開催されました。

今回の理事会は会の最大事業である「行政書士制度強調月間」の総括と、規制緩和が進む行政書士制度の中で石川会が直面する諸課題にいかに取り組みかを審議する会議です。

### ☆報告事項

- ◎日行連及び中地協理事会報告  
茅野日行連理事、藤井中地協会長
- ◎第2回理事会以後の活動報告  
宮川総務部長
- ◎会予算執行及び会費滞納状況報告  
倉本経理部長
- ◎行政書士制度強調月間の総括報告  
太田広報部長、重森監察部長
- ◎石川県土木部監理課との協議
- ◎各種研修会開催及び派遣について  
以上の場業務指導部長
- ◎行政書士法改正への対応について
  - ・行政書士試験について  
宮川総務部長
- ◎その他
  - ・金沢市の住民票取得（近隣町）について

- ・地区別懇話会について  
以上の場業務指導部長

### ☆審議 可決承認事項

- ◎行政書士法改正への対応について
  - ・現行の報酬額表の廃止とその対策及び進め方
- ◎当面の事業活動について
  - ・建設業許可申請の更新手続きと営業年度終了変更届出の取扱いの周知徹底
  - ・行政書士法制定50周年記念事業進捗及び今後の予定
  - ・会費滞納の一掃の取組み
  - ・会報発行予定及びラジオ相談会の主催
  - ・外国人対象の在留関係無料相談会の実施
- ◎日行連・日政連の新年賀詞交歓会  
参加者を会長に一任（5名）
- ◎県知事後援会新年互礼会  
部長会出席者及び支部長に案内
- ◎平成12年度定時総会開催について  
日程5月下旬 会場 金沢市内  
具体的には執行部一任
- ◎その他
  - ・石川県土業団体協議会への出席者  
藤井会長 茅野、前多両副会長

## 平成12年度 定時総会日程等決まる。

石川県行政書士会平成12年度定時総会の日程場所等が下記のとおり決まりました。

今回の総会には、平成12年4月1日施行される「改正行政書士法」に沿って当会会則の一部改正を行なうことや、「改正」施行による報酬額表問題、行政書士実施試験に関する取組みなど様々な課題の審議が求められています。

各位には万障繰り合せの上ご出席いただきますよう特段のご配慮をお願いします。

### 記

石川県行政書士会平成12年度定時総会

1、日時 平成12年5月27日(土)

午後1時30分から

1、場所 六華苑

金沢市広岡2-3-10



## 行政書士法制定50周年 記念式典日程等決まる。

昭和26年2月22日行政書士法が制定され平成13年2月で50年となります。

この節目の記念式典を下記日程で開催することとなりました。

各位には万障繰り合せの上ご出席いただきますよう特段のご配慮をお願いします。

### 記

行政書士法制定50周年記念式典

1、日時 平成12年11月17日(金)

午後3時00分から

1、場所 ホテル日航金沢

金沢市本町2-15-1

## 行政書士法制定50周年記念バッジ — 各単位会にて申込受付中!

種類	①プラチナ製	②18K製
直径	14.0mm	10.0mm
厚さ	2.0mm	1.8mm
重量	4.5g	2.3g
価格	18,500円 (消費税込)	12,500円 (消費税込)

★申込締切り：平成12年3月末日  
単位会受付分まで

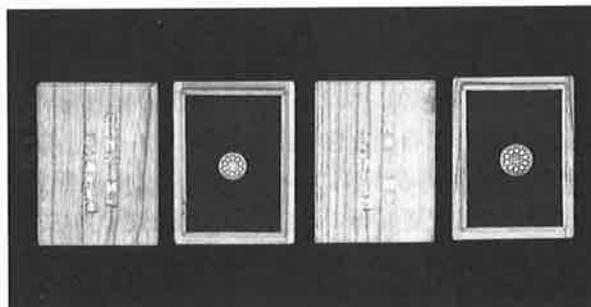
★お支払いは単位会宛前払い。お届けは業者よりご本人宛郵送となります。留め具はタイタック式です。

### ●申込方法

購入を希望される方は、所属の単位会にお申込み下さい。  
（尚全行団では、個人よりのお申込みは受付いたしません。）

有限会社 全行団

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6  
TEL 03-3770-5675



## 業務指導部活動報告

業務指導部長 的場晴次

建設業許可（更新）申請と決算の変更届出書等の取り扱いについて

平成11年12月3日

### 確 認 書

石川県土木部監理課  
林茂典建設業専門員  
石川県行政書士会業務指導部  
部長 的場晴次

建設業許可（更新）申請と決算の変更届出書等の取り扱いに関して県土木部監理課と石川県行政書士会との打合せ会議において協議の結果、下記の件を確認した。

日 時 平成11年11月12日（金）  
午前10時～午前11時30分

場 所 県庁新館3階会議室

出席者 石川県土木部監理課  
林建設業専門員、小林主事  
石川県行政書士会  
茅野副会長、宮川総務部長、的場業務指導部長、中橋業務指導部副部長

#### 確認事項

1. 監理課としては石川県行政書士会、建設業関係団体等に対して、建設業許可申請（更新）及び決算の変更届等の取り扱いに関する文書は改めて発行せず、研修会も開催しない。
2. 建設業許可更新申請時における変更届（営業年度終了報告書等）の取り扱いに関しては、未提出のものはすべて提出してもらうことを原則とする。但し、その取扱いは平成9年10月9日付監第1182号の「建設業許可事務に係る取り扱いについて（通知）」に基づき処理をする。
3. 変更届が未提出の建設業者に対し「建設業許可事務に係る取り扱いについて（通知）」に基づき始末書の提出を求める。県としては始末書の定型化した文書は作成しないが、文書の中に未提出に対する反省と今後必ず建設業法に定められた期間内に申請提出することを誓約した文言を記載する内容とする。
4. 変更届の取り扱いに関しては、許可更新の申請受付の際に各土木事務所の窓口で、変更届（営業年度終了報告書等）の提出の有無を確認し、未提出の建設業者には提出するよう指導する。
5. 変更届（営業年度終了報告書）の毎年度提出を徹底させるため、各土木事務所に変更届出書台帳を作成するか若しくは変更届未提出の建設業者から提出された始末書の台帳を作成して、その提出の徹底を図ることを検討する。
6. 許可書の期限切れ前に各土木事務所より建設業者に許可期限の事前通知を葉書で郵送するが、その葉書には変更届等の未提出分の提出を促す文言は当面は記載しない。
7. 石川県行政書士会に対して、決算の変更届が未提出の建設業者に対しての督促等を委託することは考えてはいない。しかし、石川県行政書士会が独自に変更届の提出に係る案内を行なうことを妨げない。  
また、各土木事務所での変更届等の閲覧を行なうことは規則上認められない。
8. 経営事項審査等の業務を行政書士会に委託する件に関しては、各都道府県の実情を調査した上で検討する。

## “統一用紙使用について再度確認お願い！”

戸籍謄本、住民票写し等職務上請求書の取り扱いについて（留意事項）

### 記

- 1 「統一用紙」の販売は、各単位会事務局で行うが、購入者は行政書士本人のみであり、補助者による購入は認められない。（郵送による購入は除く）
- 2 1回の購入量は、2冊以内に限定されている。
- 3 購入に当たっては、その都度「誓約書」を提出するほか、2回目からは「統一用紙」の控を単位会事務局に持参し、使用目的、提出先の確認を受けること。  
郵送による購入の場合でも、「統一用紙」の購入申込書及び「誓約書」の提出とともに、職印を押印した受領書を送付して行うこと。
- 4 官公署窓口における職務上請求は、必ず会員本人又は補助者が行うこと。この場合、会員証、補助者証を提示すること。  
※ 「統一用紙」の使用欄には「補助者、事務員」とあるが、行政書士の場合は「補助者」のみであり、「事務員」は請求できない。
- 5 受託事件に関して、戸籍謄本又は住民票の写しを使用した場合は、その旨を行政書士法第9条の帳簿若しくは「統一用紙」の控に記録し、必ず2年間は保存すること。
- 6 **「統一用紙」が使用できるのは、行政書士がその職務上必要とする場合に限り認められているものであって、たとえ行政書士であっても、職務上とは関係なく無制限に使用できるものではないことを認識すること。**
- 7 他士業を兼業している者については、行政書士としての職務上必要ある場合に限り日行連発行の「統一用紙」が使用できるのであるから、他士業の職務の場合には、必ずそれぞれの士業会が発行する「統一用紙」を使用すること。

## 日本行政書士会連合会認証局による電子証明書の発行と申込手続

日行連認証局による電子証明書の発行を希望される会員の方は、本申込手続書をご一読の上、申込手続を行ってください。なお、お申し込みは所属都道府県行政書士会経由でお願いします。

### 1. 申込手続

電子証明書発行申請書（以下、「申請書」という）に所定事項を記入し、電子証明書発行手数料を日行連指定口座へ送金した後、所属する都道府県行政書士会（以下、「単位会」という）に申請書を持参、もしくは郵送して下さい。

### 2. 申請書の記入要領

- (1) 申請書は、黒か青色のインクまたはボールペンで記入して下さい。
- (2) 文字は、楷書で正確かつ鮮明に記入し、マス目のあるものは1マスに1文字の記入として下さい。
- (3) 右上段の日付は、申請日として必ず記入して下さい。
- (4) 登録番号は、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という）から送付する月刊「日本行政」の宛名ラベルの最下行に印刷されている『8桁の数字』を記入して下さい。
- (5) 会員番号は、所属単位会で設定されているものを記入して下さい。
- (6) 氏名欄のフリガナはカタカナで、濁点・半濁点は同一マス目内に記入して下さい。また、生年月日は西暦で、月日は2桁の固定長で記入して下さい。(例) 昭和20年1月8日：19450108
- (7) 職印は、行政書士会に届け出されている印を押して下さい。
- (8) ローマ字記入欄はヘボン式で記入して下さい。つぎのものは誤りやすいので注意して下さい。

し SHI ふ FU しゅ SHU ちゅ CHU じゅ JU

ち CHI じ・ぢ JI しょ SHO ちょ CHO じょ JO

つ TSU しゃ SHA ちゃ CHA じゃ JA りょ RYO

《長音》記入しない。(例) おおた：OTA、ようこ：YOKO

《促音》子音を重ねる。(例) はっとり：HATTORI

Cの時はCの代わりにTをおく。(例) ほっち HOTCHI

《撥音》B、M、Pの前の“ん”は、Nの代わりにMをおく。

(例) なんば NAMBA

- (9) 事務所所在地は、字、町、番地まで記し、ビル等の中にある場合は、〇〇ビル等も記入して下さい。

電話番号、FAX番号は、市外局番から記入して下さい。

- (10) 提供媒体種別は、日行連から申請者に送付するフロッピーの記録密度に関するものです。使用するパソコンのフロッピー装置が有する記録密度を指します。

- (11) 既取得メールアドレス欄は、gyosei.or.jpサーバ障害等の緊急連絡に使用しますので、必ずそのメールアドレスを記入して下さい。

### 3. 電子証明書発行手数料の振込

電子証明書発行手数料¥10,500円（消費税込み）を、所属単位会への申請書提出前に、下記の口座へ振込送金して下さい。

・郵便振替……口座番号：00100-3-189431

口座名義：日本行政書士会連合会

なお、振込人氏名欄（若しくは払込人氏名欄）には、登録番号（8桁）と氏名を記入して下さい。(例) 98180011ギョウセイタロウ  
また、通信欄には、「電子証明書発行手数料」と明記して下さい。

### 4. 電子証明書の交付方法、及び時期

電子証明書は、日行連から直接郵送します。また、FAXによるパスワード等の通知もします（FAXを所持していない場合は郵送します）。所要期間は、日行連で申請書受理後15日以内を予定しています。

### 【遵守事項】

1. 日本行政書士会連合会認証局運用規定（以下、「CPS」という。<http://www.gyosei.or.jp/cps> 内に掲載・公開する）を承認し、規定を遵守すること。
2. 電子証明書の発行申請は、所属する都道府県行政書士会（以下、「単位会」という）を経由して申請すること。
3. 単位会会長または日行連会長が、電子証明書の発行不相当と認めた者には、その理由を示して申請書を返却するものとする。
4. 電子証明書の発行は、日行連会長が指定する専任の職員に委任するものとする。
5. 日行連認証局から電子証明書が届いた後、30日以内に日行連発行の電子証明書による電子署名付電子メールにて、日行連認証局宛（E-Mail:ca-admin@gyosei.or.jp）に報告すること。
6. 交付を受けた電子証明書及びメールアドレスは、他人に使用させてはならない。

### 【制約事項】

1. 電子証明書の有効期間は、発行の日から1カ年とする。
2. 電子証明書を付与するメールアドレスは、日行連の指定するものとする。
3. 電子証明書及びメールアドレスは、行政書士1人につき、1個とする。
4. 発行した電子証明書は、以下のメーカーでの使用を推奨する。
  - ・ Internet Explorer 4.01以上
  - ・ Netscape Communicator 4.05以上
5. 日行連発行電子証明書に付与するメールアドレスでのメール保管期限は、メール受信の有無に関わらずメールアドレスへの到着後、最大2週間である。メール受信操作の不手際等によるメール喪失等の障害に関しては、各人の責任負担で対処すること。
6. 受領した発行手数料は、日行連審査において発行を拒否したとき以外は、一切返却しない。
7. 一部のプロバイダーあるいは電子メールを中継するメールサーバで、デジタルID使用上の不具合が生じることがある。この場合には日行連へ速やかに連絡のこと。

日本行政書士会連合会  
会長 盛武 隆 殿

平成 年 月 日

### 電子証明書発行申請書

私は電子証明書の発行と申込手続について記載されている遵守事項を承認のうえ、日本行政書士会連合会認証局が発行する電子証明書およびメールアドレスの交付を受けたく、下記の通り申請します。

登録番号 (左詰で記入)		会員番号	
氏名	フリガナ	フリガナ	
	漢字	漢字	
職印	生年月日 (西暦)	1 9	
	ヘボン式ローマ字 (姓)	ヘボン式ローマ字 (姓)	
	大文字で記入 (名)	大文字で記入 (名)	
事務所	TEL : - -		FAX : - -
提供媒体種別FD	① 1.44MB      ② 720KB		いずれか一つ選んで下さい
既取得メールアドレス	既取得メールアドレス		

単位会記入欄

日本行政書士会連合会  
会長 盛武 隆 殿

発信番号 号  
平成 年 月 日

当会に所属する上記会員の申請について、記載のとおり発行下さいますよう副申します。

行政書士会

受付日：平成 年 月 日    受付番号： 号    会長 印

日行連認証局記入欄

受付番号	情報管理室 受付日	総務課	アカウント名 発行	発行申請 入力	発行承認	交付 (FD)	証明書 発送	パスワード (FAX)	証明書 到達日	返信メール 受信日
入金日	date									
引受番号	印									
	Name	Date of Birth		2 0 / /						
	Employee ID	Challenge Phrase								
	E-Mail									
	有効期限	2 0 年 月 日 ~ 2 0 年 月 日まで								

## 行政書士全国研修会参加報告書

小松支部 近 藤 守

去る11月24日に行政書士全国研修会に参加させていただきました。研修科目は、

- ①産業廃棄物許可申請(マニフェスト制度を含む)について
- ②バーチャル・エージェンシーに伴う『自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト』について
- ③介護保険制度について

の3科目でした。ところが、当日朝一番の全日空機がエンジントラブルを起こし、1時間ほど待たされた挙げ句に離陸できなかつたため、私はJR小松駅から富山空港へ向かって昼過ぎの便で東京へ行かざるを得ませんでした。そのため、会場に到着したのは3科目目の講義が始まった直後になってしまいました。ということで、報告は、介護保険制度の研修についてに限らせていただきます。

講義は、厚生省の担当係長より1時間半ほど行われましたが、内容は介護保険制度の基本的な説明に終始し、行政書士としてどのように関わられるかについては見通しの持てるものではありませんでした。それに追い打ちをかけるように、日行連からは、介護保険関連業務は社労士の業務独占とされる可能性があるとの報告もあり、二重に期待外れとなってしまいました。

しかし、介護保険制度は、これまでの高齢者福祉のみならず、日本の社会福祉サービスの仕組みを根本から変革するものです。従来は、社会福祉といえば住民が役所に出かけて申請し、役所(行政)がその必要性を認めて行政処分として措置をするというものでしたが、介護保険制度の登場は、この行政処分から保険制度に基づく契約関係への変更を意味するものです。そして、社会福祉は行政が公的に行うものという常識が崩れ、企業、団

体その他の民間が契約関係を前提にしてサービス供給主体として参入する時代になったのです。そして、国民は、多様な福祉サービスを選択する自由を持ちましたが、どのようなサービスを選択するかは基本的に自己責任となりました。福祉サービスが商品となり、参入する企業や団体はその商品の質や量を競って国民に提供し、国民はそれを購入するのです。

21世紀の経済において、最も成長が期待されているのがこの介護福祉ビジネスだといわれています。また、保育園についても規制緩和が進み、社会福祉法人以外の経営が認められて、待機児童の多い地域での企業参入が見込まれています。こうして、自動車産業が高齢者介護サービスに乗り

出したり、建設会社が介護保険利用のパソコンソフトを開発したりするようになりました。私は、行政書士が介護保険関連業務に直接携わる機会は少ないと考えていますが、多様な業種が何らかの形で福祉関連事業に関わるようになると思われま

すし、少子高齢化対策で国の投下する予算も増大する訳ですから、制度の基本には関心を持って理解しておく必要はあると思います。また、介護や児童福祉に関連するビジネス展開にも注意したい

活動  
の  
報告

## IGK一周年記念シンポに参加して

金沢支部 中 川 大

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

さて、昨年の12月に東京で行われましたIGK、インターネット行政書士協議会なるインターネットを主な通信手段とする団体の一周年記念シンポジウムに参加してきました。この団体は全国の有志の行政書士を正会員に、行政書士でない方を一般会員とした市民団体であり、行政の電子化

にあたり「国民にやさしい電子政府の実現」を標榜し多くの一般市民を交えて構成されておりまして、私も参加しております。

その講演では、東工大の大山教授が提唱される「次世代ICカード」と「トークンシステム」に注目が集まりました。次世代カードとは、納税者番号や住民番号の公共機関が管理する個人データと商店街の購買ポイントなど民間が付与するデータを1枚のICカードに書き込み記憶させるというものです。それにより何枚ものカードを持たなくてもよいということと、データの変更が1度の作業で済むという利点が挙げられます。それから、トークンシステムとは電子申請などにおける手数料の納付と各種証明書の電子的添付を実現するための構想です。現金の代わりに納付トークンというしるしを電子申請に添付し、また証明書現物の代わりに証明トークンというしるしを付けて申請するというものです。実際には、現金は申請者の預金口座から、証明書は発行機関から専用線を用いて申請庁へ送信されます。そうして申請書類の電子化の負担を減らし、証明書や金員の安全性を図ることができるわけです。これらは今、日本における最前線の研究でありましょう。

続く東大宇賀教授の講演では、電子申請を広く普及させるためには、許認可申請等に関する各種法律を改正して電子申請を追記しては時間的ロスが大きいと、行政手続法により包括的に情報化、電子化を規定しその例外にあるものは特別法において定めるのがよいとの所見には、思わずうなずかずにはいらませんでした。その後、NTTの電子申請実演のプレゼンテーションを挟んでパネリストによるシンポジウムが開催されました。

シンポでは通産省より情報化政策、NTTよりデジタル革命、宇賀教授より行政手続と情報公開、松本横浜国立大教授より暗号による認証技術、日行連盛武会長より日行連の高度情報通信社会への対応についての意見発表がありました。いずれも

各界を代表する方々であり行政の電子化に関する見識は興味深いものがありました。

最後になりますが、去年は日行連の情報化に対する様々な取り組みをまとめた「日本行政・号外」および国内では類を見ない「行政書士電子証明書」が発行されました。将来の行政書士像の一指針として大きな役割を果たすものと考えます。今後とも多くの行政書士が行政の電子化に注視し、活躍されることを願わずにはられません（おわり）

## 「行政書士全国研修会」に参加して

金沢支部 下出美鈴 山本洋子

平成11年11月24日（水）アルカディア市ヶ谷で「行政書士全国研修会」が開催され、参加しました。

午前の部、第一カリキュラムに関しては飛行機のアクシデントの為、十分な報告が出来ませんが以下の通りです。

### 1. 「産業廃棄物許可申請」

産業廃棄物処理法、マニフェスト制度のしくみ、法改正後の施設の設置手続の概要及び産業廃棄物処理施設の設置許可等に関する状況、それに伴う基本的な提出書類についての講習がありました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく各種様式を記載したテキストは本会にあります。

### 2. 「バーチャルエージェンシーに伴う『自動車保有関係手続のワンステップサービスプロジェクト』について」

平成10年に国民負担の軽減及び行政手続の効率化を図るため、電子的な手段を用い各種の行政サービスを一カ所又は一回の手続で提供するという目的のためのプロジェクトが設置され、平成11年7月に中間報告がなされた。長期的には電



子化によるワンストップサービスの実現を図ることを目的とするが、電子化に伴う技術的・制度的・財政的課題解決のための検討準備期間が必要なため、当面は電子化以外の方法として各省庁窓口の手続の省力化、簡素化等を進めていくというものである。なお、電子化によるワンステップサービス化については概ね、2005年を目標としている。このことに関し会員より業務の将来性を危ぶむ声があった。

### 3. 「介護保険制度について」

目前に迫ってきた介護保険制度について、各市町村における要介護の認定、介護サービスの計画、保険料の納め方、運営の具体的方法等介護保険制度の実施に向けた準備が着実に進んでいる状況にある。これから高齢化社会を迎え、ますます増加する介護保険制度のニーズに行政書士がどのように関与し業務を開拓していくかを考えるためにも制度の理解を深めることが必要である。業務経験も浅く、諸先輩のお手を煩わせることの多い、二人で一人前にもならない私たちですが、今回の貴重な研修に参加できたことを感謝し、簡単ですがご報告とさせていただきます。

## 報酬額算定の手引きについて

法規・企画部 部長 小川 清吉

平成11年12月末に会員各位に配付いたしました報酬額算定の手引き（新手引き）につきまして、下記事項をご参照の上ご活用下さるようお願いいたします。

### 記

#### 1. 新手引き作成の趣旨

平成11年7月に行政書士法の一部が改正され、報酬額に関する規定が削除されその改正部分は、平成12年4月1日から実施されることとなった。この報酬額規定の削除は、報酬額について公的規制を撤廃し公正な競走を認めるものである。それ

に対し、会員各位の良識と品位から報酬額が無秩序とならないように各会員が自主的に決定する報酬額算定の資料とするため、新手引きを作成したのであります。

#### 2. 報酬額表関係

新手引き第1頁の報酬額表は、平成12年3月31日まで効力を有するが、同年4月1日以降の分は、各会員において作成することになります。

#### 3. 報酬額表の掲示

各行政書士は、報酬額を定めたときは、事務所の見やすい場所に報酬額表を掲示されたい。

## 活動の報告



入国及び在留資格研修会（11月6日）



建設業関係研修会（12月11日）

## 会員各位からの要望・意見を聴く

# 恒例の地区懇話会を各地区で開催

去る平成11年9月4日（土）輪島市内で能登地区、同じく11月26日（金）金沢地区でそれぞれ今年度の地区別懇話会が開催された。この懇話会は総会とは一味違った雰囲気の中で会の事業内容や業務について意見交換を行うことを目的として毎年開催されている。しかし、近年は各支部とも開催を希望しつつ参加者の伸び悩みもあり今年度は開催方法に工夫がされた懇話会となった。

### ◎2会場での特徴的要望意見等

- ・数年前から「代理権の獲得」を目指しているが、その可能性と問題点は？
- ・車庫証明業務における自動車団体との関係や取組みなど今後の方向は？
- ・法改正施行後（H12. 4. 1以後）における報酬額表のあり方と当会の対応は？
- ・業務の宣伝を行ないたいが可能か？
- ・急速に進む電子申請化の中で未だにワープロもパソコンも使っていない会員がいるが、会として各種の指導をすべきでないか。
- ・建設業の経営審査を会で受託するため各種の対策を強化してほしい。

今回は、参加者も多くまた終了後の懇親会の折でもいろいろな要望や意見が出された。会長をはじめ執行部では、今回の様々な要望や意見、質問を今後の会運営の参考にすることとした。



能登地区懇話会



金沢地区懇話会

# 女性行政書士交流会石川会で研修会開催

輪島支部 大森 千歌子

平成11年12月4日（土）午前10時から、金沢市勤労者プラザで研修会を開催しました。

研修内容は、建設業許可申請、経営事項審査申請業務について、改正事項などを重点に女性行政書士交流会石川会の小山秋子会長を中心に日頃疑問に思っていることや、改正内容の解釈のしかたなどについて、それぞれ質問を出し合い、その取り扱いについて討議しながら、理解しやすく進められました。

研修会終了後は、親睦を深める意味合いで出席者全員で昼食をとりながら、各地区での活動状況など話し合い、和気あいあいの中で意義ある一日を終えました。

今回の研修会の成果として、出席者全員が口を揃えて「研修会に出席して良かった」とのことでした。今後は、「本会主催の研修会は勿論のこと、すべての研修会には出来るだけ出席しましょうね」と約束があったこと、また「毎年6月に開催される全国女性行政書士交流会（今年は三重県）には、多数参加するよう努力しましょう」と約束があったことは、一歩前進であったと感じております。





## 新年に想うこと

副会長 丹保仁吾郎

新年明けましておめでとうございます。

新しい世紀には、殆どの家庭にパソコンが普及する高度の、情報通信社会になることが予想されます。

新年に当って、年寄りの私も勉強スタートと心に誓っておりますが、石川県行政書士会会員の皆さまにおかれましても、ご研さんを進め、事業を発展されますよう、心から願ってやみません。

## 規制緩和の波紋

金沢支部 小川清吉

わが国における規制は、政治、経済等の広範な分野に及んでいる。その規制のうち、必要なものと必要でないものがある。現在のわが国の経済事情は、良いと言えないが、これについて、規制が根源であるように言われているが、規制にはプラス面とマイナス面があり、経済不況の根源は規制にあると言うのは正しくない。現在のように物資が豊富であり、国民一人一人が生活物資の入手に困ることがないのに、物資の流通関係についての規制が、相当残されたままである。これが規制緩和の対象ということになるが、それを一挙に行えばどうなるだろうか、場合によっては計り知れない困乱を起こすことになるかも知れない。危険な規制緩和ショックである。ところで我々は、日常の経済活動や個々の生活において、規制の恩恵に浴している部分と不自

由を感じているものがある。これについては、恩恵を受けている者は、規制の存続を唱え、その反面にある者は、規制の撤廃を主張するのである。この面から窺えるのは、個々のエゴである。このような個々のエゴとしての範囲内にあるものについては、大問題はないが、規制が国際間の問題、国際貿易に関する事となると日本の浮沈に関する重大事となる。わが国の規制の有り方は、国際的視野に立って、単に国益にのみとらわれることなく、全世界的利益を擁護する立場をとらねばならない。それを誤ると小さな波紋が、危険な大波となるおそれがある。

## 白川会長の思い出

金沢支部 藤井速生

世は余り気ぜわしい時一歩止まって振りかえるのも必要だ。今は亡き石川県行政書士会長白川吉成先生のことを記した。私は昭和50年入会初めてお目にかかったとき随分カップクがよく目を細めて聞かれた。事務所兼石川県行政書士会は県庁前だった。金沢に月五・六回出るたび事務所へ行くのが先生に会うのがいっきの楽しみでした。その内だんだん判ってきたのは事務所に一緒の竹中悟小笠原芙蓉子さんにも接し毎日数時間会員県職員などが来られ先生の仕事も多忙いやが上にも大変だったと思います。次に私会の理事会にも混せて貰い若気の致り随分発言無理を承知の上取りあげて貰った。会の生みの親永らくの功績が認められ勲五等を受けられた。ときのうつろいは早いもの当時の方は殆ど亡くなられやめられた。今や行政書士会は危機存亡の時を迎え時代が変わっても矢張り人です。藤井國穂会長始め各位の若い方々に期待する。

# 随筆

## 行政書士とアウトソーシング

小松支部 近藤 守

昨年、小さなベンチャー企業の会社設立を受託する機会を得て、そのまま顧問業務を続けています。社員数人の研究開発型企業のため、会社の総務的業務全般を任せたいとのことで、給与計算、各種契約書作成、パソコンの導入、公的助成金の申請手続等を受け持っています。こうした業務形態は、いわゆるアウトソーシング（業務の外部委託）であり、行政書士の業務は広い意味でアウトソーシングだとも言えます。上記の他にも、年金・雇用保険等の社労業務や特許出願などの相談もあり、行政書士単独では依頼主の要請に充分応えきれない時もあります。私の専門とする社会福祉施設支援の業務も、特殊な分野でのアウトソーシングだと言えますが、それぞれ得意な分野を持つ行政書士や他仕業の方々とネットワークを密にして、よりスマートで業務水準の高いアウトソーシング業務を展開できればと願っています。

## 新春随想

小松支部 土田 準

心配された2000年問題も、大きなトラブルもなく新年がスタートしました。そもそも、2000年問題は、コンピューターのメモリーの関係で、年号の下2ケタで年度を認識させたことから生じた問題ですが。コンピューターの進歩は目ざましく、当時の技術者は、現在のギガという単位にまでなるとは思っただに

いなかっただろう。しかし、世紀末直前になってばたばたしている現状は、私など素人にはよく理解出来ないが。

21世紀になるのは、2001年からであるが、固執することなく、素直に新世紀としてとらえても良いと思う。日本経済の閉塞感からか元旦の新聞特集でも、明るい展望がなかった様に思うが、昨年5月に登録開業した私も、いまだ方向性が見いだせず、四苦八苦の毎日ですが、プラス指向で着実に地を固めてゆきたいと決意を新たにしました。

## 無料法律相談をかえりみて

金沢支部 中島 泰一

昨年10月に、アルプラザで行われた無料法律相談に初めて出席したのですが、相談にこられた方は12名でそのうちの3分の2は、遺産分割、相続、相続税、農地法、不動産売買、貸金業の返済等多種にわたっての質問で非常に感心が強く深刻でした。今年は介護保険制度の導入にともない、いろんな問題がでてくると予想されます。私達もこれらに対応するため幅広く知識を拡大して吸収し、多くの人達に助言できるよう、いろんな分野で研究しなければならない。そして行政書士の仕事の内容のあり方を理解してもらい、質問される方には安心して頂けるような心のかよう行政相談にするため、努力しなければならないと思いました。



# 新入会員の紹介

新会員です。宜しく……



## 谷口 憲弘

金沢支部  
平成11年12月1日 入会  
事務所所在地  
〒921-8125  
金沢市額谷3丁目79-2  
TEL 076-298-1504

新会員となる迄随分もたつき紆余曲折ありました。資格取得後7年、入会を決意して8ヶ月。斯様鈍牛の如き私ですが、先輩諸兄のご指導を頼りに、まずは猫の手となるべく踴りてみます。宜しく。



## 三津 昌之

金沢支部  
平成12年1月4日 入会  
事務所所在地  
〒921-8152  
金沢市高尾3-71-6  
TEL 076-296-1509

試行錯誤を重ねながら、一步づつ自分の可能性にチャレンジしていきたいと思ひます。

また、微力ながらも行政書士会の発展にお役に立ちたいと思ひています。よろしくお願ひいたします。



## 毛利 政則

金沢支部  
平成11年12月8日 入会  
事務所所在地  
〒920-0352  
金沢市観音堂町口97番地  
TEL 076-268-1526

この度、入会しました。よろしくお願ひします。



## 西田 岳生

小松支部  
平成11年11月1日 入会  
事務所所在地  
〒923-0904  
小松市小馬出町29  
TEL 0761-22-2449

平成11年11月1日というメモリアルデーに入会することになりました。28歳という若輩者ではありますが、一步づつ、行政書士として前進してゆきたいと思ひておりますので皆様どうぞ、よろしくお願ひ致します。



## 細川 正雄

七尾支部  
平成11年9月8日 入会  
事務所所在地  
〒926-0056  
七尾市塗師町37番地(大野ビル)  
TEL 0767-52-3548

税理士開業より満30年になります。会計事務から決算、申告などで追われっぱなしです。必然建設業はじめ行政の許可、届出事務に波及し、今回入会させていただきました。これからよろしくお願ひします。



## 村本 和紀

金沢支部  
平成12年2月1日 入会  
事務所所在地  
〒921-8013  
金沢市新神田3丁目3番20号  
TEL 076-292-3100

法務局や、その他の職業で培った貴重な経験を生かして日頃の忙しさに流されてしまわぬよう社会や市民の皆様にご貢献すべく、これからの人生を楽しみながら歩んでいきたいと思ひています。

## 会務日誌

7月17日	車庫証明部会 (本会会議室)	
23日	広報部会 (本会会議室)	5名
24日	支部長会 (本会会議室)	11名
"	会長来局執務	
28日	広報部会 (本会会議室)	3名
31日	業務指導部会 (本会会議室)	7名
8月2日	登記証伝達式 (本会会議室)	2名
"	会長来局執務	
"	総務部会 (本会会議室)	4名
3日	車庫証明部会 (本会会議室)	6名
4日	FAX・コピー複合機設置 (事務局)	
5・6日	全国広報・監察担当者会議 (日行連)	2名
11日	広報部会 "会報いしかわNo.26" 校正 (本会会議室)	5名
19日	記念事業特別委員会会史編纂小委員会	5名
20日	県庁総務課へ行政書士試験について訪問	1名
23日	会長来局執務	
"	石川県士業団体協議会定例会 (KKR ホテル金沢)	3名
24日	"会報いしかわNo.26" 各会員・各単会宛送付	267名
27日	会長来局執務	
9月4日	能登3支部合同研修会 (輪島東屋旅館)	24名
"	能登地区懇話会 ( " ) 本会より6名参加	30名
6日	県庁総務課へ行政書士試験について訪問	1名
8日	県庁へ強調月間のポスター掲示及び表示板設置依頼	1名
8・9日	試験機関対策委員会 (日行連)	1名
11日	広報部会 (本会会議室) 午前10時より	6名
"	監察部会 ( " ) 午後1時30分より	9名
13・14日	国際部会 (日行連)	1名
14日	中地協理事会 (2F会議室) 午後2時より	8名
17日	報道関係各社 (強調月間広報依頼)	4名
"	会長来局執務	
18日	部長会 (本会会議室) 午前10時より	11名
"	支部長会 (本会会議室) 午後1時30分より	8名
20日	強調月間PR用ラジオ収録 (MRO放送)	3名
"	県本部警務課へポスター掲示依頼	1名
21日	名古屋入国管理局金沢出張所へ講師派遣依頼	3名
"	県庁総務課へ行政書士試験について訪問	1名
25日	登録証伝達式 (本会会議室)	2名
"	会長来局執務	
27日	県庁総務課へ行政書士試験について訪問	1名
28・29日	会長会 (日行連)	
" "	試験機関対策委員会 (日行連)	1名
10月1日	行政書士「110番」無料相談会 (本会会議室)	7名
2日	" "	6名

3日	行政書士「110番」無料相談会（本会会議室）	8名
9・10日	業務報酬額取り扱い要領調査検討会議（本会会議室）	8名
13日	松任市役所へ相談会開催の打ち合わせ	4名
16日	50周年事業記念会史編纂検討会議	3名
20日	石坂県議と建設業許可申請の件で打ち合わせ	3名
21日	県・土木部及び監理課へ建設業許可申請の打ち合わせ	4名
24日	行政書士試験実施立ち合い（県立工業高校）	2名
27日	松任市役所へ相談会開催の打ち合わせ	2名
29日	金沢支部主催の研修会（労済会館）	
11月2・3日	日行連と中地協各单位会との連絡会（富山・雨晴）	41名
6日	業務指導部会（本会会議室）	6名
10日	「入国及び在留資格」研修会（県地場産業振興センター）	43名
"	建設業許可申請の件で県監理課訪問事前打ち合わせ（同上）	4名
12日	県監理課へ建設業許可申請の件で打ち合わせ訪問	4名
15日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
"	会長来局執務	
24日	行政書士全国研修会（アルカディア市ヶ谷）	4名
26日	金沢支部研修会後金沢地区別懇話会（六華苑）	4名
"	県土木部監理課（林建設業専門員）へ建設業許可更新手続き等に 関しての打ち合わせ訪問	1名
12月3日	記念事業編纂委員会（本会会議室）	4名
4日	インターネット協議会主催講演・シンポジウム参加（東京）	1名
"	部長会（本会会議室）午前10時～12時	11名
"	理事会（MRO別館2F会議室）午後1時30分～4時	21名
"	支部長会（"）午後4時～5時30分	13名
"	会長来局執務	
7日	申請取次研修会（愛知県）	1名
11日	業務指導部研修会（県地場産業振興センター）	50名
18日	広報部会（本会会議室）	5名
22日	登録証伝達式（本会会議室）	2名
24日	報酬額算定の手引き送付	
28日	事務局仕事納め	
1月2日	県知事との新年互礼会（金沢ニューグランドホテル）	7名
5日	事務局仕事始め	
11日	県庁へ新年挨拶訪問	3名
"	会長来局執務	
14日	愛知県賀詞交歓会出席（アイリス愛知）	1名
17日	会長来局執務	
18日	広報部会（本会会議室）	4名
20日	日行連理事会	1名
"	★日政連支部長会・幹事会	2名
21日	日行連賀詞交歓会（キャピトル東急ホテル）	5名
"	行政書士業務PR用ラジオCM集録（北陸放送）	2名
25日	広報部会（本会会議室）	5名
29日	金沢支部役員会へ会長出席（金沢全日空ホテル）	

# 会員移動

## ■ 新規登録入会者 (6名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成11. 9. 8	七尾	細川 正雄	(事) 七尾市塗師町37番地 北野ビル (住) 鹿島郡鹿島町徳前15部3番地	(0767)52-3548 (0767)76-0018
平成11.11. 1	小松	西田 岳生	(事) 小松市小馬出町29番地 (住) 小松市月津町め44番地	(0761)22-2449 (0761)43-3390
平成11.12. 1	金沢	谷口 憲弘	(事) 金沢市額谷3丁目79番地2 (住) "	(076)298-1504 "
平成11.12. 8	金沢	毛利 政則	(事) 金沢市観音堂町口97番地 (住) "	(076)268-1526 "
平成12. 1. 4	金沢	三津 昌之	(事) 金沢市高尾3丁目71番地6 (住) "	(076)296-1193 "
平成12. 2. 1	金沢	村本 和紀	(事) 金沢市新神田3丁目3番20号 (住) 金沢市小立野3丁目21番3号	(076)292-3100 (076)264-2668

変更

## ■ 新規登録事項 (5名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成11. 8.19	金沢	西 一高	(事) 石川郡野々市町栗田1丁目124-2 (住) "	(076)248-6182 "
平成11. 9.30	金沢	氷見 勇人	(事) 変更なし (住) 金沢市御所町2丁目123番地	変更なし (076)251-6628
平成11.10.29	金沢	長田 和彦	(事) 金沢市八日市1丁目654番地 (住) 変更なし	変更なし "
平成11.11.30	小松	近藤 守	(事) 能美郡根上町福島町へ198番地 (住) "	(0761)55-3009 "
平成12. 1.17	金沢	平元 静雄	(事) 松任市古城町31番地 (住) 変更なし	(076)276-0234 変更なし

## ■ 退会者 (3名)

退会年月日	氏名	退会事由	退会年月日	氏名	退会事由
平成11. 6.29	袋井 辰雄	ご逝去	平成12. 1. <del>00</del> <sup>20</sup>	高口 稔	廃業
平成11. 9.21	山田 實	"			

■ 謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

## 編集後記

先般中国で、法輪功なる気功集団が当局より取り締まりを受けたとのこと。きんさん、ぎんさんのぎんさんが死亡しました。長生きの秘訣は気力とのこと、“気”とは目に見えないが私たちの体内に存在します。不思議な世界です。

新スタッフとなり2回目の発刊ですが、会員の皆様に役立つ情報、読んで頂ける誌面をと心がけておりますが、なかなか思うようにいきません。お気づきの点がありましたら広報部まで御一報下さい。

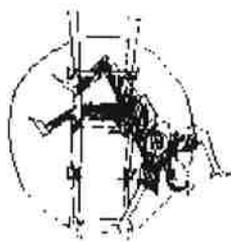
今号は、金沢支部の紹介を企画しました、かげが大流行です。身体には気をつけてください。

(F・N)



広報部会

## 会報いしかわ第27号



発行日 平成12年2月5日  
発行人 会長 藤井 國 穂  
          広報部長 太田 勉  
発行所 石川県行政書士会  
          〒920-0964  
          石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MRO別館3階  
          TEL(076)265-5551・FAX(076)232-3052

官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の義務です。



私  
た  
ち  
を  
サ  
ポ  
ー  
ト  
し  
て  
く  
れ  
る  
力  
強  
い  
味  
方  
。

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可
- 宅建業免許
- 産廃業許可
- 法人設立
- 医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可
- 入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成
- 相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明